

(商標法の一部改正)
第四条 商標法昭和三十四年法律第二百一十七号の

の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中、「第三十三号」を、「第三十三号第一項から第三項まで」に改める。

第十六条の二第三項中、「三十日」を、「三月」に改める。

第四十条第一項中、「六万六千円」を、「三万七千六百円」に改め、同条第二項中、「十五万千円」を、「四万八千五百円」に改める。

第四十一条の二第二項中、「四万四千円」を、「二万九千九百円」に改め、同条第二項中、「十万千円」を、「二万八千三百円」に改める。

第四十四条第一項及び第四十五条第一項中、「三十日」を、「三月」に改める。

第五十五条の二第三項中、この場合において、の次に、「第十六条の二第三項及び同法第十七条の三第一項中、「三月」とあるのは、「三十日」と」を加え、第六十三条第一項」を、「第六十三条第一項」に改める。

第六十五条の七第一項中、「六万六千円」を、「三万七千六百円」に改め、同条第二項中、「十三万円」を、「四万八千八百円」に改める。

第六十六条の二第七項中、「商標権の設定」の下に、「信託による変更」を加え、同条第二項中、「変更」の下に、「信託によるものを除く。」を加える。

第六十八条の三十第一項第一号中、「四千八百円」を、「二千七百円」に、「一万五千円」を、「八千六百円」に改め、同項第二号中、「六万六千円」を、「三万七千六百円」に改め、同条第五項中、「十五万千円」を、「四万八千五百円」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)
第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中、「予納」を、「予納による納付及び口座振替による納付」に改める。

第十二条第三項中、「含む。」の下に、「並びに特許法第八十六條第三項(実用新案法第五十五條第一項)において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

「第三章 予納」を、「第三章 予納による納付及び口座振替による納付」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(口座振替による納付)

第十五条の二 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(次項及び次条において、「口座振替による納付」という。)を希望する旨の申出(電子情報処理組織を使用して行うものに限る。)があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、口座振替による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十六条中、「前二条」を、「前三条」に、「予納」を「予納又は口座振替による納付」に、「前条第一項」を、「第十五条第一項」に改め、本人が」との下に、「前条第一項中、「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは、「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とを加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の規定 公布の日
- 二 第一条中特許法第七十七条第一項の改正規定、第四条中商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第二項及び第二項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の改正規定並びに次条第五項、附則第五条第二項及び第七條から第十三条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第一条中特許法第二十七条第一項第一号及び第九十八條第一項第一号の改正規定、第二条中実用新案法第四十九條第一項第一号の改正規定、第三条中意匠法第六十一条第一項第一号の改正規定並びに第四条中商標法第六十八條の二第七項第一項及び第二項の改正規定、第五章の二第二項及び第二項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の改正規定並びに次条第五項、附則第五条第二項及び第七條から第十三条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

一号の改正規定並びに第四条中商標法第六十八條の二第七項第一項及び第二項の改正規定 平成二十年七月三十日

四 第五条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律目次の改正規定、第三章の章名の改正規定、第十五条の次に一条を加える改正規定及び第十六条の改正規定 平成二十一年一月一日

(特許法の改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下、「新特許法」という。)第十七条の二第二項第四号、第二百一十一條第一項及び第六十二條の規定は、この法律の施行の日以後に贈本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日以前に贈本の送達があつた拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。

2 新特許法第四十三條第五項(実用新案法第十条第一項)において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に贈本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日以前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

3 新特許法第四十四條第一項第三号及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本が送達される特許出願であつて、意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)以下、「平成十八年改正法」という。)の施行の日以後にしたものについて適用し、この法律の施行の日以前に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本の送達があつた特許出願又は平成十八年改正法の施行の日以前にした特許出願については、なお従前の例による。

4 新特許法第四十六條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本が送達される意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日以前に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本の送達があつた意匠登録出願については、なお従前の例による。

5 前条第二号に掲げる規定の施行の日以前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料(同日前に特許法第九十九條の規定によるその納付が猶予されたものを含む。)については、新特許法第七十七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新特許法第八十六條第三項(第二条の規定による改正後の実用新案法(以下、「実用新案法」という。))第五十五條第一項において読み替えて準用する場合及び第五條の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日前に登録された通常実施権については、適用しない。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)
第三条 実用新案法第十条第一項ただし書及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本の送達があつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新実用新案法第十条第二項ただし書及び第七項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本が送達される意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本の送達があつた意匠登録出願については、なお従前の例による。

(意匠法の改正に伴う経過措置)
第四条 第三条の規定による改正後の意匠法(以下、「新意匠法」という。))第十三條第一項ただし書の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日以前に拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本の送達があつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新意匠法第十七條の二第三項、第十七條の三第二項及び第四十七條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠法第十七條の二第一項の規定による却下の決定(以下この項において、「補正却下決定」という。)の贈本が送達される場合について適用し、この法律の施行の日前に補正却下決定の贈本の送達があつた場合については、なお従前の例による。

3 新意匠法第四十六條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に贈本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求があつた拒絶をすべき旨の査定の贈本に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。